

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

特定施設における特定有害物質の使用等履歴等

1 特定有害物質の使用等履歴

分類	特定有害物質名	使用等履歴の有無	備考 (使用時期等)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	有 ・ 無	
	1,2-ジクロロエタン	有 ・ 無	
	1,1-ジクロロエチレン	有 ・ 無	
	1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレンを含む)	有 ・ 無	
	1,3-ジクロロプロペン	有 ・ 無	
	ジクロロメタン	有 ・ 無	
	テトラクロロエチレン	有 ・ 無	
	1,1,1-トリクロロエタン	有 ・ 無	
	1,1,2-トリクロロエタン	有 ・ 無	
	トリクロロエチレン	有 ・ 無	
	ベンゼン	有 ・ 無	
	クロロエチレン	有 ・ 無	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	有 ・ 無	
	六価クロム化合物	有 ・ 無	
	シアン化合物	有 ・ 無	
	水銀及びその化合物	有 ・ 無	
	セレン及びその化合物	有 ・ 無	
	鉛及びその化合物	有 ・ 無	
	砒素及びその化合物	有 ・ 無	
	ふっ素及びその化合物	有 ・ 無	
ほう素及びその化合物	有 ・ 無		
第三種特定有害物質	シマジン	有 ・ 無	
	チオベンカルブ	有 ・ 無	
	チウラム	有 ・ 無	
	ポリ塩化ビフェニル	有 ・ 無	
	有機りん化合物	有 ・ 無	

※ 水質汚濁防止法に基づき使用廃止を届け出た特定施設について、土壌汚染対策法の施行日（平成 15 年 2 月 15 日）以降に特定有害物質の使用等（製造、使用又は処理）を行っていた場合には、使用等履歴欄の「有」に○を付けてください。

2 特定施設を廃止したときの、当該特定施設が設置されていた土地の所有者等
(廃止届出を提出した者と土地の所有者等が異なる場合のみ記載すること。)

住 所
土地の所有者等 氏 名
(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)
連絡先

＜参考＞土地の所有者等

（「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
（平成31年3月1日 環水大土発第1903015号）抜粋）

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は、土地の所有者が該当する。なお、土地が共有物である場合は、共有者の全てが該当する。

「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合である。

その例としては、所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、工場の敷地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等が考えられる。